

広島大学大学院(博士課程前期)
法学・政治学プログラム入学試験(令和8年8月実施)

問題 専門科目 [憲法]

私立A大学は、外国の要人Bを招いて講演会を実施することとし、学生に告知した。講演会は学生のみを対象とし、参加希望者は、学生番号、氏名、住所、電話番号等の連絡先を申込用紙に記載することとなっていた。

講演会の警備を担当する所轄の警察は、要人警護の必要性から、A大学に参加者リストを提出するよう求め、A大学はそれに応じて、学生の承諾を得ることなく、参加者リストを警察に提出した。

この事例に含まれる憲法上の論点を指摘し、論じなさい。

広島大学大学院(博士課程前期)
法学・政治学プログラム入学試験(令和8年8月実施)

出題の意図

専門科目 [憲法]

早稲田大学江沢民講演事件の理解を問う問題である。

Aが学生の承諾なく学生番号・氏名住所等の情報を警察に提出することは、プライバシー権の侵害となるか否かが問題となる。

前提として、プライバシー権が憲法13条の幸福追求権で保護されるか否か、13条の法的性質、新しい人権に関する議論を展開することが求められる。

そのうえで、学生番号等の情報がプライバシーに該当するのか否かを検討する必要がある。プライバシーを秘匿性のある情報に限定するとすれば、本件情報がそれに該当するか否かが検討されなければならない。プライバシー権を自己情報コントロール権ととらえる場合、保護に値する自己情報の範囲や程度についての考察が必要となる。

また判例は、本件情報をプライバシーに係る情報と整理しており、この点にふれながら、判例の理解を述べることも求められる。

結論として、判例学説を整理したうえで、各自が意見を述べてほしい。